

# 税理士による賢い相続対策

令和元年8月1日

税理士 山田 忠美

# 目次

1	相続対策について	P. 3
	①遺産分割対策	P. 4
	②相続税対策	P. 4
	③節税対策	P. 4
	<参考資料>	P. 5
2	相続対策の実践	P. 8
	(1)相続人について	P. 9
	(2)相続財産の把握	P.10
	(3)相続税負担軽減対策	P.13
	(4)円満な遺産分割	P.14

# 1 相続対策について

# 1 相続対策について(1/4)

①	遺産分割対策	財産をどう分けるか	民法
②	相続税対策	相続税をどのように支払うか(納税資金の確保)	相続税法
③	節税対策	財産の評価減や特例適用の検討	

◎円満な遺産分割協議が最大のポイント

# 1 相続対策について(2/4)

## <参考資料>

### イ. 家庭裁判所での争い件数(財産規模別)

財産規模	件数	割合
1,000万円以下	2,413件	32.1%
1,000万円超 5,000万円以下	3,266件	43.4%
5,000万円超 1億円以下	897件	11.9%
1億円超 5億円以下	505件	6.7%
5億円超	24件	0.3%
その他(算定不能・不詳)	415件	5.6%
総数	7,520件	100.0%

5,000万円以下が  
75%

平成29年度最高裁判所HP掲載資料に基づく。割合はその他の項目で端数処理。

◎生前に推定相続人に十分説明することがポイント

# 1 相続対策について(3/4)

## <参考資料>

### ロ. 相続財産の内容(種類別)

取得財産等の種類	取得財産価額	割合
土地	6,802,401百万円	36.47%
家屋・構築物	1,091,898百万円	5.85%
不動産 計	7,894,299百万円	42.3%
現金、預貯金等	5,905,403百万円	31.7%
有価証券	2,720,365百万円	14.6%
その他	2,129,197百万円	11.4%
合計	18,649,264百万円	100.0%

平成29年度国税庁HP掲載資料に基づく。合計には相続時精算課税適用財産価額は含まれていない。また、金額及び割合はその他で端数処理。

**◎財産のバランスがポイント**

# 1 相続対策について(4/4)

## <参考資料>

### ハ. 相続で心配事やもめる可能性のあるケース

- ①相続人が複数人いるが、特定の人に財産を多く残したい。
- ②子がない夫婦で、妻に全ての財産を残したい。
- ③複数子がいて、相続財産に偏りが生じる。

◎公正証書遺言の作成が最大のポイント

## 2 相続対策の実践

# (1) 相続人について

## ① 放棄（民法938条）

➤ 3ヶ月以内に家庭裁判所へ相続放棄の申述をする。

## ② 養子縁組（民法792条）

➤ 実子がない場合、又は子供の配偶者を相続人にする場合に有効。

## ③ 相続人の中に、認知症や精神障害で判断能力がない者がいる場合

➤ 家庭裁判所に成年後見人の選任を申し立てる。（民法7条）

## ④ 不在者がいる場合

➤ 家庭裁判所に不在者財産管理人の選任を申し立てる。（民法25条） 失踪宣告（民法30条）

◎相続人の確定が最大のポイント

## (2) 相続財産把握(1/3)

### ① 相続財産(相続開始の日現在)

- 債務(借入金)も財産
- 3年内の贈与(相続人)・相続時精算課税による贈与・遺贈も相続財産(相法)

### ② みなし相続財産

- 生命保険金・死亡退職金等(各非課税額:500万×法定相続人数)

### ③ 不動産 所在地・境界線の確認

## (2) 相続財産把握(2/3)

- ④ 債権(貸付金など)、債務(借入金など)、保証債務の確認(証憑書類)
  
- ⑤ 家族名義預金・名義株式の確認
  
- ⑥ 問題のある財産の確認
  - 相続登記のされていない不動産
  - 進入路がない土地
  - 抵当権が設定されている不動産

## (2) 相続財産把握(3/3)

### ⑦ 納税資金の確保

- 生命保険等に対応
- 不動産売却に対応
  - ・・・相続後に売却する(取得費加算:措置法)

# (3) 相続税負担軽減対策

## ① 生前贈与の活用

- 生前に次世代へ財産を移す。
- 贈与税は相続税に比べて税額が高いので、毎年の基礎控除(110万円)を利用
- 贈与税の特例を活用
- 個人年金契約を生前贈与に組み合わせる

## ② 生命保険、死亡退職金の活用(納税資金の確保)

生命保険、死亡退職金の内、法定相続人一人当たり500万円が非課税

## ③ 不動産評価額を減額させる

預金の使用又は借入して不動産を取得、不動産の有効利用

## (4) 円満な遺産分割協議

- ① 相続人に対して十分な説明をする
- ② 遺言書を作成する
  - 公正証書遺言が望ましい
  - 遺留分侵害額請求権(民法1046条)に留意
- ③ 代償分割
  - 相続財産が土地等で分割できない場合は、相続した相続人が他の相続人に対して債務を負担
- ④ 二次相続対策も考慮して分割協議をする
- ⑤ 遺産分割協議が成立しない場合
  - 相続税法上の各特例が受けられない、民法による法定相続分割合で申告、家庭裁判所へ遺産分割調整事件として申し立てする